

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成28年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に対す る販売数量計 ①＋②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ －	kℓ 891	kℓ 7,055	kℓ 1,665	kℓ 287	kℓ 15,135	kℓ 16,268	kℓ 2,130	kℓ 16,554
合 成 清 酒	X	X	X	X	X	996	X	89	1,032
連 続 式 蒸 留 焼 酎	X	X	X	X	X	11,303	X	983	7,895
単 式 蒸 留 焼 酎	－	101	858	163	54	17,254	16,087	2,639	16,141
み り ん	－	－	56	24	81	3,059	4,666	286	4,747
ビ ー ル	－	50,373	132	38	23	157,365	75,321	4,812	75,344
果 実 酒	－	－	14	4	10	6,812	5,521	1,433	5,531
甘 味 果 実 酒	X	X	X	X	X	313	X	68	239
ウ イ ス キ ー	X	X	X	X	X	5,402	X	646	2,681
ブ ラ ン デ ー	X	X	X	X	X	373	X	78	194
発 泡 酒	－	12,361	6	6	13	57,836	30,397	2,497	30,411
原料用アルコール・スピリッツ	－	△15	4	1	－	17,213	10,330	870	10,330
リ キ ュ ー ル	－	20,300	962	72	31	101,926	57,570	4,467	57,600
そ の 他 の 醸 造 酒	}	2	4	30	20	32,163	23,537	1,480	23,556
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	－	84,013	10,380	2,013	519	427,155	251,737	22,473	252,250

調査期間等：平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	焼 酎	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 23 年 度	18,781	1,239	25,520	80,443	130,612	256,595
平 成 24 年 度	18,196	1,181	25,279	79,092	133,354	257,105
平 成 25 年 度	18,045	1,122	25,774	78,958	138,052	261,944
平 成 26 年 度	16,819	1,073	24,285	74,362	132,384	248,927
平 成 27 年 度	16,554	1,032	24,036	75,344	135,289	252,250

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「焼酎」の販売数量は、連続式蒸留焼酎及び単式蒸留焼酎の合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 焼 酎	単式蒸留 焼 酎	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用 ^{アルコール} ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税務署名
徳 島	kℓ 1,414	kℓ 102	kℓ 526	kℓ 1,555	kℓ 314	kℓ 7,343	kℓ 708	kℓ 41	kℓ 333	kℓ 22	kℓ 2,651	kℓ 704	kℓ 4,555	kℓ 2,063	kℓ 22,333	徳 島
鳴 門	580	27	278	614	149	1,998	199	14	92	5	1,059	363	2,174	1,027	8,579	鳴 門
阿 南	409	23	152	439	53	1,519	72	7	45	3	820	249	1,178	592	5,559	阿 南
川 島	281	15	136	310	41	1,044	51	4	40	2	383	135	802	476	3,720	川 島
脇 町	197	12	97	216	27	706	32	3	24	2	255	83	512	259	2,425	脇 町
池 田	232	6	86	185	79	657	24	3	17	1	225	69	437	162	2,183	池 田
徳 島 県 計	3,113	185	1,275	3,319	663	13,267	1,086	72	551	35	5,393	1,603	9,658	4,579	44,799	徳 島 県 計
高 松	1,852	138	763	1,741	1,415	9,797	860	34	396	24	2,632	1,393	7,304	2,179	30,528	高 松
丸 亀	792	43	348	769	140	3,272	186	8	123	9	1,212	566	2,908	995	11,370	丸 亀
坂 出	396	20	186	339	131	1,282	120	4	59	5	561	287	1,423	451	5,266	坂 出
観 音 寺	505	24	199	528	101	2,045	124	4	59	4	743	275	1,660	659	6,930	観 音 寺
長 尾	317	16	155	277	62	1,044	77	4	39	3	380	160	923	446	3,903	長 尾
土 庄	151	20	69	130	94	629	31	2	15	2	201	65	460	177	2,046	土 庄
香 川 県 計	4,013	261	1,720	3,784	1,943	18,069	1,398	56	691	47	5,729	2,746	14,678	4,907	60,043	香 川 県 計
松 山	2,483	215	1,400	2,513	605	12,776	1,153	40	466	35	3,811	1,853	10,347	3,742	41,436	松 山
今 治	790	56	310	695	545	2,915	249	14	102	9	1,092	406	2,186	1,002	10,372	今 治
宇 和 島	410	34	321	487	105	2,389	99	6	56	5	971	210	1,527	875	7,494	宇 和 島
八 幡 浜	362	16	169	392	52	1,633	61	3	33	4	503	131	823	623	4,805	八 幡 浜
新 居 浜	508	24	251	578	88	2,512	144	6	86	7	880	331	1,991	638	8,043	新 居 浜
伊 予 西 条	477	24	243	519	70	1,673	105	4	62	5	736	301	1,698	722	6,639	伊 予 西 条
大 洲	348	14	162	340	53	1,295	59	2	30	4	416	121	843	512	4,200	大 洲
伊 予 三 島	400	13	160	412	55	1,335	84	3	52	4	567	254	1,264	540	5,144	伊 予 三 島
愛 媛 県 計	5,778	396	3,016	5,936	1,573	26,528	1,954	78	887	73	8,976	3,607	20,679	8,654	88,133	愛 媛 県 計
高 知	1,636	107	866	1,373	274	9,374	646	18	333	21	4,187	1,240	6,879	2,377	29,330	高 知
安 芸	279	12	103	191	35	1,206	31	1	26	2	781	145	665	356	3,831	安 芸
南 国	542	15	299	395	126	1,678	124	4	71	6	1,459	391	1,831	792	7,733	南 国
須 崎	513	15	263	449	45	1,872	80	4	46	4	1,679	205	1,179	686	7,040	須 崎
中 村	400	30	223	504	54	2,099	147	3	46	4	1,403	219	1,271	827	7,230	中 村
伊 野	280	11	130	190	34	1,251	65	3	30	2	804	174	760	378	4,111	伊 野
高 知 県 計	3,650	190	1,884	3,102	568	17,480	1,093	33	552	39	10,313	2,374	12,585	5,416	59,275	高 知 県 計
総 計	16,554	1,032	7,895	16,141	4,747	75,344	5,531	239	2,681	194	30,411	10,330	57,600	23,556	252,250	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 規 免許場数	免 許 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数												(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kℓ未満	6 kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計 (A)			
清 酒		103	-	2	-	16	6	24	7	10	3	4	-	1	-	-	30	101	7	94	内 6 者 97
合 成 清 酒		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	-	内 - 者 1
連 続 式 蒸 留 焼 酎		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-	1	内 - 者 1
単 式 蒸 留 焼 酎		38	2	1	-	12	3	8	2	1	1	-	-	-	-	-	12	39	6	10	内 6 者 38
み り ん		9	-	-	-	-	-	4	-	1	-	-	-	-	-	-	4	9	-	2	内 - 者 8
ビ ー ル		5	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	1	5	1	3	内 1 者 4
果 実 酒		10	1	-	-	3	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	5	11	6	3	内 6 者 11
甘 味 果 実 酒		2	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	内 - 者 2
ウ イ ス キ ー		1	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	内 - 者 2
ブ ラ ン デ ー		2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	内 - 者 2
原 料 用 ア ル コ ー ル		3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	2	-	内 2 者 3
発 泡 酒		95	1	2	-	1	2	1	-	-	-	-	-	-	-	1	89	94	-	2	内 - 者 90
そ の 他 の 醸 造 酒		124	1	3	-	30	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	91	122	4	28	内 4 者 119
ス ビ リ ッ ツ		104	1	3	-	5	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	95	102	3	2	内 3 者 99
リ キ ュ ー ル		114	5	2	3	33	5	5	1	-	2	1	-	-	-	1	66	114	3	12	内 3 者 109
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 - 者 -
雑 酒		95	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	92	93	-	-	内 - 者 90
合 計		707	12	15	3	106	19	47	11	13	6	7	-	1	-	3	488	701	32	157	内 31 者 676
各酒類を 通じたもの	平 成 25 年 度					53	5	33	13	8	5	3	2	1	-	1	29	153	10		内 8 者 146
	平 成 26 年 度					55	8	31	8	12	4	4	2	1	-	1	30	156	10		内 9 者 149
	平 成 27 年 度					58	10	29	9	12	4	6	-	1	-	1	27	157	10		内 9 者 150

調査対象等：平成28年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成27年度内における製造数量別に示した。

(注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。

2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。

3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。

4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭し用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の び ん 詰	共 同 の び 詰 場			設 置 許 可 を受け たもの	設 置 許可を 受けないもの		
清 酒	場 1	場 -	場 -	場 6	場 14	場 -	場 21	場 17
合 成 清 酒	-	-	-	4	-	-	4	-
連 続 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	5	-	-	5	-
単 式 蒸 留 焼 酎	-	-	-	6	9	-	15	2
み り ん	-	-	-	4	3	-	7	-
ビ ー ル	-	-	-	6	-	-	6	-
果 実 酒	-	-	-	5	1	-	6	-
甘 味 果 実 酒	-	-	-	4	1	-	5	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	5	-	-	5	2
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	4	1	-	5	-
原 料 コ ー 用 ア ル	-	-	-	3	-	-	3	-
発 泡 酒	1	-	-	4	11	-	16	-
そ の 他 の 醸 造 酒	1	-	-	4	11	-	16	-
ス ピ リ ッ ツ	1	-	-	4	11	-	16	-
リ キ ュ ー ル	1	-	-	6	13	-	20	1
粉 末 酒	-	-	-	3	-	-	3	-
雑 酒	1	-	-	3	11	-	15	-
合 計	6	-	-	76	86	-	168	22
う ち 実 蔵 置 場 数	1	-	-	7	14	-	22	

調査対象等： 酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 平成28年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製 造 場 数	基 数
場 1	基 1

酒母及びもろみの製造場数		
区 分	製造場数	
		うち休場数
酒 母	場 7	場 1
	も ろ み	23 1

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販売業者数
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの	計		
販卸 売売 方に 法限 に る 条 旨 件 の が 条 付 件 さ が れ 付 て さ い な れ な い も い の る 及 も び の	全	酒 類	場	場	場	者
			15	158	173	59
	ビ	一 ル	4	250	254	29
	洋	酒	1	20	21	3
	輸 出 入	酒 類	7	10	17	12
	店 頭 販 売	酒 類	-	-	-	-
	協 同 組 合 員 間	酒 類	-	-	-	-
	自 己 商 標	酒 類	-	11	11	3
	自製酒類	清 酒 ・ み り ん	2	6	8	4
		合 成 清 酒 ・ 焼 酎	1	-	1	1
		ビ 一 ル	1	4	5	-
		洋 酒	-	2	2	-
		計	4	12	16	5
	期 限 付		-	-	-	-
	そ の 他 の	酒 類	2	6	8	4
	合 計		33	467	500	115
	合 計 の ち	小売業者の共同購入機関	5	2	7	4
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-
		製造者の共同販売機関	-	-	-	-
販の 売条 方件 法に 付に さ小 売に 限る も 旨の	全 酒 類	一 般 の も の			6,491	4,252
		期 限 付			-	-
		特 殊 の も の			-	-
		計			6,491	4,252
	そ の 他 の 酒 類	一 般 の も の			75	49
		期 限 付			3	2
		特 殊 の も の			12	12
		通 信 販 売 だ け の も の			44	35
		計			134	98
	合 計				6,625	4,350
媒 介 業				30	-	3
代 理 業				-	-	-

調査時点：平成28年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

税務署名	製造																														許						場								数				販売業免許場数				税務署名
	清酒		合成清酒		連続式蒸留焼酎		単式蒸留焼酎		みりん		ビール		果実酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合計		酒類卸売業		酒類小売業														
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	販売 場数	販賣者 数	販売 場数	販賣者 数															
徳島	7	7	-	-	-	-	5	2	2	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	8	2	7	1	8	-	9	-	-	-	6	-	54	12	57	7	526	346	徳島												
鳴門	5	4	1	-	1	1	1	1	2	1	-	-	2	-	1	-	1	-	1	-	1	-	5	-	5	-	7	-	8	1	-	-	5	-	46	8	11	4	250	155	鳴門												
阿南	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	18	3	13	1	207	146	阿南													
川島	2	1	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	5	-	-	-	-	9	7	4	-	138	95	川島														
脇町	3	3	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	3	-	19	3	42	-	73	85	脇町														
池田	6	6	-	-	-	-	2	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	6	-	6	-	-	-	5	-	36	7	22	1	101	100	池田													
徳島県計	26	24	1	-	1	1	10	4	6	2	-	-	3	-	1	-	1	-	1	-	2	-	24	2	23	1	27	-	34	6	-	-	22	-	182	40	149	13	1,295	927	徳島県計												
高松	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	1	-	4	2	44	13	614	353	高松													
丸亀	4	4	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	4	-	4	-	4	-	-	-	4	-	26	4	24	5	286	201	丸亀													
坂出	2	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	2	-	13	2	12	8	159	83	坂出														
観音寺	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	3	1	1	-	3	1	-	-	2	-	13	4	2	1	218	141	観音寺														
長尾	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	3	2	3	2	114	68	長尾														
土庄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	1	1	-	-	-	1	-	7	2	4	2	113	82	土庄														
香川県計	9	9	-	-	-	-	2	-	1	-	1	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	8	-	12	3	10	1	10	1	-	-	10	-	66	16	89	31	1,504	928	香川県計													
松山	14	11	-	-	-	-	6																																														

(注) 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。